

平成27年

目黒区教育委員会

第24回定例会会議録

(平成27年6月30日開催)

第24回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成27年6月30日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会委員長	木村 肇
	教育委員会委員長職務代理者	小村 恵子
	教育委員会委員	笹尾 敦夫
	教育委員会委員	中山 ひとみ
	教育委員会教育長	尾崎 富雄

出席職員	教育次長	関根 義孝
	教育政策課長（学校統合推進課長兼務）	
		山野井 司
	学校運営課長	佐藤 欣哉
	学校施設計画課長	照井 美奈子
	教育指導課長	佐伯 英徳
	教職員・教育活動課長	濱下 正樹
	めぐろ学校サポートセンター長	増田 武
	統括指導主事	細田 真司
	統括指導主事	和田 孝
	生涯学習課長	金元 伸太郎
	八雲中央図書館長	大迫 忠義

書記		鈴木 敏由起
		山東 隆博

(午前9時開会)

- 委員長 それでは第24回目黒区教育委員会定例会を開会します。
 本日の欠席委員、欠席職員はございません。署名委員は中山委員です。
 それでは日程第1を議題とします。

(日程第1 平成27年度教育施策説明会の実施結果について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
- 委員長 この件についてご質問等ございますか。
- 委員 質問ではなく感想ですけれども、教育施策説明会の第1回目の参加者数が88人ということで、大変大勢の方にお集まりをいただいております。特にこの日は小学校PTA連合会の行事があったということを差し引いても、大勢の方に参加していただいたと思います。また、16日についても、33人ということで例年並みの参加をしていただいております。
- 建設的なご意見、単に反対するだけではない意見を述べた方についても対案を出して質問をしていただいたという点については、大変大きな評価をしております。その理由はさまざまだと思いますけれども、説明がよかった点もあると思います。また、参加者の中ではPTAの方も多いので、日ごろの連携もできていた結果だと思いますので、引き続きPTAを初め、保護者、地域の皆さんとの連携・協力について念頭に置いて施策を進めていただきたいと思います。
- 委員長 その他ご質問等ございますか。
- 委員長 特にないようですので、この報告を受けました。
 続きまして、日程第2を議題とします。

(日程第2 平成27年度いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の実施について(案)(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
- 委員長 この件についてご質問等ございますか。
- 委員 このいじめ問題を考えるめぐろ子ども会議は、区議会の議場で始まった「いじめフォーラム」から、いろいろ改善に改善を加え

で今日に至っていて、取り組みとしてはかなり充実してきたと思います。

それに加えて、NHKの100万人の行動宣言を加えて、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた機運醸成が図られたという一定の効果があると思っているところです。

さらに、今後は、いじめ防止対策推進法に基づいた取り組みが必要になってくるわけですが、一つは、資料3ページでの各学校での取り組み、いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議、NHKの100万人の行動宣言、この三つがきちっと分けられて非常に見やすくなってよかったですかなと思いますが、資料3のいじめ問題を考えるめぐろ子ども会議実施要領の第5条第3項のところで、意見交流会の参観については区立学校教職員、教育指導課指導主事、その他教育長が必要と認める者のみに限定し、できるだけ大人を差し控えさせていただくということになっていますけれども、いじめ防止対策推進法の基本理念から照らして、検証していく必要があると思います。

従前は、地域の方々なども参観して発言をしてしまったという経緯があつて、運営がうまくいかなかったということから、今日に至っているわけですが、参観ですから本来発言をしてはいけないのに発言してしまっただけですが、もう少し門戸を広げることも含めて研究しないといけないのではないのでしょうか。課題を整理して、参観については、区立学校と教育指導課の指導主事などに限定しているというところについて、もう一度評価をしていただいて、一定の整理をしていただきたいなということが1点です。

それから、資料の8ページの実施の状況と3ページの流れ図の関係ですが、最初の全体会と最後の全体会は、地域関係者、保護者、PTAが参加できるようになっています。しかし、意見交流会は自粛していただいているわけですね。最初と最後だけ聞いているということについて、参加状況はどうでしょうか。

この8ページの参加者のところは小学生、中学生、それから、教員の数しか載っていないので、全体会のことをいうのであれば、参加者、これはもう既に報告が済んだものであるのですが、あえて、その参加状況がどうであったかは、各校別の実施結果報告書を見ていくと出てくるところもありますが、ほとんど記載されていない。

例えば一中では出てきていないですが、18ページの八中では参加者に保護者3人、地域の方3人と参加状況が出てきています。

これは、事前学習、事後学習を含めた全体会のみ参加の部分が出てきている。ほかは出てきていないということは、事実上、全体会についても来にくい雰囲気になっているのではないのでしょうか。というのが2点目です。

それから、3点目は、これもまた過去に遡及して恐縮ですが、9ページで、成果と課題があります。この成果は、よく見ると、各校区とも事前、事後の取り組みは計画的になされ充実したとか、課題も雰囲気づくりに時間がかかるグループも見られたなど、運営上のことしか触れていません。やはりこのいじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の開催によって、どういう成果があらわれたというのは、運営上の成果ではなくて、実際にいじめの未然防止を初め、そういったものの機運醸成に向けてどう役立ったかというのを各学校区ごとにやはり整理する必要があると思います。また、運営上の整理ではなくて、運営面での成果・課題と、それから、実際にその会議を開いての成果・課題と切り分けが必要だと思いますけれども、今後に向けて改善する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

以上、3点です。

○説明員

1点目の意見交流会、いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議そのものに関しての地域、保護者の方の参加を含めたご質疑ですが、平成18年に始まった当初は、いじめフォーラムということで議場に各学校の代表者が集まって、どうしたらいじめをなくせるかということで話し合いをスタートしました。

18年度、19年度と2年間続いた後は、各学校に戻され、中学校区ごとの単位で実施するようになったときに、地域の活動ということで学校から地域にシフトしました。

その中で、さまざまなお方への差異が生じ、学校の取り組みというよりも、何か地域教育懇談会の中での一つの取り組みになってしまったことにより、十分な意見交換がなされていかなかったという経緯がございます。

そして、今の形になったのが平成25年度で、委員ご指摘のとおり、24年度はいじめフォーラム、地域の中での取り組みについての中で、子どもたちが意見交換をしている中で、思わず地域の方、保護者の方が発言をしてしまって、子どもの意見を遮って

しまった部分も全てではないのですがございました。その他にも大勢の大人の方が参観、通常の授業参観のようにその会場の中に入って見ている。その中で、子どもたちが自由に意見を本当に言えるのだろうかということで見直しをし、25年度からこの交流会を子どもたち主体の意見交流会にすべく、そのためにその中に入る大人の人数を極力制限した経緯がございます。

目黒の子どもたちは、たとえどんなシチュエーションであろうとも自分の意見を堂々と言える、そういうお子さんももちろん少なからずいるわけですが、あくまで子ども主体でこの会議を何とか進めていきたいということで、現在の形になって今年度で3回目になるわけであります。

当然、さまざまな課題、果たしてそれでいいかという部分も意見としてはいただいております。

今日、委員からいただいたご指摘を踏まえて、今後、意見交流会、前後の全体会についてのあり方について研究してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の全体会には保護者、地域の方の参加は、参加者として明記されているわけですが、実は、25年度、26年度と、全体会への参加の数が激減をいたしました。

ただ、校区の中では、実はこの中には書いていないのかもしれませんが、子どもたちの意見交流会と並行して地域の方が集まって住区単位でいじめについて考える形で取り組んでいます。また、事後指導、全体会を踏まえて、子どもたちの意見を持ち寄ってその日のうちあるいはまた別の日に設定をし、地域教育懇談会の中でそういった話題をしていく。取り組みはさまざまありますが、確かに今の形の中で保護者、地域の方の参加をさらに広げていくということについては、あり方、運営の仕方も含めた形での検討が必要だと考えております。

今後、いじめ防止対策推進法の中にもさまざまな地域、保護者との連携が、いじめそのものの解決あるいは防止の中で明記されておりますので、そういったことを踏まえて今後検討してまいりたいと考えております。

3番目の、9ページの成果と課題につきましては、ご指摘のとおり、確かに運営上の課題が記載されております。ただ、前回の実施の報告の際にはお配りできなかったわけですが、今回、各学校ごとの実施結果報告書を本日お配りさせていただきました。

この中には、当日の子ども会議の中で子どもたちの様子、それから、事前、事後の取り組みをしたということが記載されております。これをもう一度改めて事務局で精査をし、子どもたちの会議の中での成果、機運をこれによって醸成できたかということ、特に、昨年度のNHKの100万人の行動宣言というのは恐らく極めて重要な、盛り上げるものとして有効でありまして、そこを含めた形での課題ということで整理を改めてさせていただきたいと存じます。

今回、資料9ページには、課題として記載されておりますけれども、実は、成果の中でも、学校ごとによって取り組みには差が見られるわけでありまして、この部分での学校の取り組みをいかに高めて、事前、事後と、そして先ほど申し上げましたNHKの100万人の行動宣言を上手に使ってまいりたいと考えておるところであります。

以上でございます。

○委員

ありがとうございました。

最後に要望になりますが、先の一般質問におきましても、いじめ防止対策推進法に基づく地方いじめ防止基本方針の策定、それから、条例の制定については前向きに検討していく旨、答弁しておりますので、これについては遺漏のないように進めていただきたいということでございます。

○委員長

その他ご質問等ございますか。

○委員長

特にないようですので、この報告を受けました。

続きまして、日程第3を議題とします。

(日程第3

台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について
(案) (報告事項))

○説明員

(資料により説明)

○委員長

この件についてご質問等ございますか。

○委員

今までもこのような基準で判断されていたと思うのですが、今までの判断基準と何か変わったところはあるのでしょうか。

○説明員

こども園、幼稚園、それから、小学校につきましては、ほぼ同様の対応をこれまでとってまいりました。

ただ、どの段階で判断するのかということが、きちんと定められておらず、その都度、去年は台風等が土曜日、日曜日にかかっ

たときに自然宿泊体験教室であったりですとか、休みを挟んでの対応を考える機会が多かったと記憶しております。

今回の基準としては、判断時刻を定めたということで、それが一つの大きな改善と思っております。

また、中学校においても、こういった時間の設定だったり給食の準備、給食といっても通常の給食ではなく、簡易給食です。これは、給食については自校給食でありますので、その係の方々がどういうところにお住まいかによって、当日参集できるかどうかということを、事前にそれも学校単位で確認をしていく必要がございます。

そこを踏まえて、一定の基準として示したということで、今回の報告になったところであります。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

この一定の基準に、当てはまらない場合が出てくるときの最終的な判断について、以前は、前教育次長が一生懸命に連絡調整をしていただいていたと記憶しているんですが、最終的にはどういう判断をどなたがするのですか。

○説明員 最終的な判断は、これまでどおり教育次長、それから教育長の判断を仰ぐ場合もあろうかと思いますが、これまでのさまざまな措置をとってきたことを一つ集約した形で、今回一定の基準をまとめましたので、ある程度のところはこれで網羅できるととらえております。

また、今年度の台風、あるいは、大雪等の情報を見ながら、いろいろなケースを追記したり、また、見直しをしていく必要もあろうかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員 やはり子どもたちの安全・安心の確保という観点から、今回一定の基準ができたということについては、各学校のまずは混乱を回避する、それから、子どもたちの安全・安心を確実に担保していくという、そういう観点から評価できると思っております。

改良に改良を重ねていく、これが出発点かなと思っておりますけれども、そういう改良はさらに必要になってくる思います。

以上です。

○委員長 その他ご質問等ございますか。

○委員長 特にないようですので、この報告を受けました。

続きまして、日程第4を議題とします。

(日程第4 目黒区社会教育委員の会議の答申について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
- 委員長 この件についてご質問等ございますか。
- 委員長 特にないようですので、この報告を受けました。
続きまして、日程第5を議題とします。

(日程第5 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
- 委員長 この件についてご質問等ございますか。
- 委員 前から何回も申し上げていますが、例えば大震災のときに、小宮山元厚生労働大臣が年間被曝を1ミリシーベルトまでにと、専門家の諮問を経ずに下げてしまいました。この1ミリシーベルトは、世界で最もほかに例を見ない厳しい基準を日本は強いているわけですが、例えば、食材の大根やキャベツでも200ベクレルが1回に出たとして、例えばそれを全部食べたとして、1マイクロシーベルト、全部それを一人の人が食べたとして、1マイクロシーベルトですから年間1,000個食べても、世界で例を見ない厳しい基準もクリアするという中で、ずっと続けているという状況がございます。
ですから、その厳しい基準に対しても、今は出ていても安全なんだということ、それから、セシウムも2種類ありますが、実効半減期は子どもで60日なわけです。
そういうことを考えると、やはり少しづつ、ノイジー・マイノリティーの意見ではなくて、クレバー・マジョリティーな考え方、これは区の大事な考え方ですから言及できませんけれども、神経質になり過ぎているのかなという気がすると思います。
- 委員長 その他ご質問等ございますか。
- 委員長 特にないようですので、この報告を受けました。

(資料配布 ・平成27年8月行事予定表)

○委員長 ほかにございませんでしょうか。
 ないようですので、本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前9時59分閉会)